

子育てハンドブック「たかまつ らっこ」 協働発行事業提案公募要領

1 目的

妊娠期から子育て期にある家庭に役立つ情報を提供するため、本市が実施する各種制度・事業及び関連施設等の情報を掲載した情報誌「子育てハンドブック『たかまつ らっこ』」（以下「ハンドブック」という。）を作成するに当たり、本市と協働発行する事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めることを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務

子育てハンドブック「たかまつ らっこ」協働発行

(2) 業務内容

「子育てハンドブック『たかまつ らっこ』協働発行事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 協定期間

協定締結の日から令和9年4月30日まで

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本市の「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (4) 公募開始の日から協定締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 過去3年以内に、地方自治体のガイドブック等を地方自治体からの委託等により企画立案し、発行した実績を有すること。

4 選定までのスケジュール（一部、予定を含む。）

内 容	日 時
提案公募関係書類の配布	令和5年8月29日（火）から
参加表明書等の提出期限	令和5年9月12日（火）午後5時まで
提案公募に関する質問受付期限	令和5年9月20日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年9月29日（金）午後5時まで
選定結果の通知	令和5年10月上旬

5 提案公募関係資料の配布

(1) 配布書類

- ア 提案公募要領
- イ 仕様書
- ウ 申請関係様式
 - (ア) 参加表明書（第1号様式）
 - (イ) 会社概要書（第2号様式）
 - (ウ) 業務実施体制及び実績調書（第3号様式）
 - (エ) 辞退届（第4号様式）
 - (オ) 質問及び回答書（第5号様式）
 - (カ) 企画提案書（鑑）（第6号様式）
 - (キ) 見積書（第7号様式）

(2) 配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

掲載URL

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/index.html

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ 会社概要書（第2号様式）
- ウ 業務実施体制及び実績調書（第3号様式）（実績については、事実・内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付してください。）

(2) 提出部数

「(1) 提出書類」のア～ウを各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により「(5) 提出場所（先）」に提出してください。

(4) 提出期限

令和5年9月12日（火） 午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの本市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(5) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課（担当：國村・吉田）

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和5年9月15日（金）までにEメール及び普通郵便で通知

します。

なお、提出期限までに参加表明書等が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（第4号様式）を提出してください。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問の受付期間及び方法

本要領に基づく提案に関する質問がある場合は、令和5年9月20日（水）午後5時までに、質問及び回答書（第5号様式）に質問事項を記載の上、Eメール(kosodate@city.takamatsu.lg.jp)により提出してください。

(2) 質問内容

募集要項、仕様書の記載内容など各種様式の記載方法等に関するものに限りません。

(3) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局子育て支援課（担当：國村・吉田）

(4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対してEメールで行うとともに、質問と回答の内容を高松市ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ Eメール以外の方法により提出されたもの
- キ 受付期間外に提出されたもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

「6 参加表明書等の提出（6）企画提案者の選定」において、参加資格を有する通知があった者のうち、本企画提案への参加意思のある者は、次に掲げる書類を提出期限までに、「(4) 提出場所(先)」に持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）してください。

ア 企画提案書（鑑）（第6号様式）及び企画提案書（本体）

(ア) 提案内容

- i 仕様書を熟読の上、別表「選定基準」に留意し、評価項目について提案してください。
- ii 広告掲載及び募集方法

① 広告主の見込み数

今回の提案において確保を予定する広告主数を記載してください。なお、提案時の予定

数は業務遂行上の条件ではありませんが、実現可能と考えられる範囲で記載してください。

② 広告主の募集方法

広告主が確保できる募集方法を具体的に記載してください。

③ 広告物の掲載方針

仕様書に定める基準に基づき、募集及び掲載を規制する業種、広告内容等の掲載方針を記載してください。

(イ) 書式等

i 用紙サイズ：A 4 判、縦又は横書き（一部、A 3 版片袖折り可）

ii 文字サイズ：原則 11 ポイント以上

iii 使用言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

iv 刷色：不問

(ウ) ページ数

両面印刷、10 ページ（5 枚）以内

なお、表紙・目次はページ数に含めません。

(エ) 留意事項

i 記述は、できるだけ平易な表現（図等を含む。）としてください。

ii 記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。

イ 冊子全体の台割表

「令和 5 年度子育てハンドブック『たかまつ らっこ』台割表」を参考に作成してください。

(ア) 行政情報の項目は全項目必須、事業者企画提案の子育て情報の項目は任意とします。

(イ) 情報種別（行政情報・事業者企画提案の子育て情報の別）を明示してください。

(ウ) 小項目まで記載してください。

ウ デザイン見本

本市から提供する「令和 5 年度子育てハンドブック『たかまつらっこ』」を基に、紙面のレイアウトやデザインを考え、見本を次のとおり作成するとともに、(ア)～(イ)の順番に並べて綴じてください。

(ア) 表紙・目次見本

(イ) 行政情報部分：4 ページ（見開き 2 ページ）で、次に掲げる項目を作成

i 「子どもの健康管理（乳児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、幼児歯科健康診査、定期予防接種、任意の予防接種）」

（「令和 5 年度子育てハンドブック『たかまつらっこ』」20～21 ページ参照）

ii 「ひとり親家庭のサポート（ひとり親家庭等自立相談、ひとり親家庭等就労相談、ひとり親家庭等日曜出張相談、たかまつひとり親家庭サポートブック・サポートネット、高松市屋島ファミリーホーム、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業、養育費確保のための支援事業、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭などへの医療費助成、ひとり親家庭子育て支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業）」

（「令和 5 年度子育てハンドブック『たかまつらっこ』」46～47 ページ参照）

エ 見積書

(ア) 様式及び内容

様式は、見積書（第7号様式）を用いて作成してください。また、内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

(イ) 留意事項

- i 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
- ii 金額の訂正は認めません。
- iii 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。

(2) 提出期限

令和5年9月29日（金）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの本市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

※ 正本とは、会社印の押印のあるものを指します。

※ 副本とは、会社印の押印のないものを指します。

(4) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課（担当：國村・吉田）

9 事業者の選定

- (1) 書類審査で、別表「選定基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案者を提案評価第1位に選定します。
なお、選定審査は非公開とします。
- (2) 選定後、選定結果を各企画提案者に通知します。
なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。
- (3) 提案評価第1位に選定された事業者は、高松市ホームページに、事業者名を公開します。
- (4) 提案評価第1位に選定された事業者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、協定締結に関する交渉を行います。
- (5) 提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

10 協定の締結

協定しようとする仕様や条件等について、選定された事業者と協議を行い、協議内容を決定します。

11 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いま

せん。

1.2 決定の取消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「10 協定の締結」の協議が不調に終わった場合

1.3 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※ 契約監理課ホームページ

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html

1.4 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

1.5 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：Eメール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html

1.6 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。

- (2) 参加者が、「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しません。
- (5) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとします。
- (6) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。
- (7) 参加者が1者のみの場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。

1.7 公募要領関係資料

No.	資料名
1	提案公募要領
2	別添1 仕様書
3	別添2 参加表明書（第1号様式）
4	別添3 会社概要書（第2号様式）
5	別添4 業務実施体制及び実績調書（第3号様式）
6	別添5 辞退届（第4号様式）
7	別添6 質問及び回答書（第5号様式）
8	別添7 企画提案書（鑑）（第6号様式）
9	別添8 見積書（第7号様式）
10	別添9 令和5年度子育てハンドブック「たかまつ らっこ」台割表
11	別添10 令和5年度子育てハンドブック「たかまつ らっこ」
12	別添11 高松市広告掲載要綱

別表「選定基準」

審査項目		審査内容	配点
提案 内容	趣旨の理解度	・事業目的や仕様を理解しているか。	70
	デザイン力	・イラスト・写真・表等を効果的に使用し、子育て世代に親しみやすいものとなっているか。	
		・読みやすく調べやすいレイアウトとなっているか。	
	内容	・地域に密着した有意義な子育て情報が盛り込まれているか。	
		・事業者が企画提案する子育て情報は、子育て世代にとって有効か。	
	広告	・広告主が確保できる募集方法であるか。	
		・広告掲載方針は妥当か。	
スケジュール	・企画・編集・広告営業・広告審査期間・印刷・製本・納品等の全工程に係る期間を記載し、無理のない工程が組まれているか。		
独自提案	・事業に有効と思われる独自の提案や工夫があるか。		
業務遂行能力		・事業遂行のために適切な人員配置及び役割負担が妥当であり、本市との連絡・協議がスムーズに行える体制か。	10
業務実績		・業務実績が本業務の事業者として十分であるか。（企画、デザイン、印刷、製本に係る業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。）	10
実現性		・事業費の見積に関して、十分な事業実現性が確保されているか。	10
合計			100

○上記の項目を選定員4人が選定し、1人当たり100点満点で採点します。

○各選定員の合計を総合点（満点400点）とし、満点の6割以上、かつ、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位事業者として選定します。

- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を、提案評価第1位事業者として選定します。
- ・「提案内容点」も同点の場合は、選定員で協議し、提案評価第1位事業者を選定します。

【評価基準】

○上記の項目を、0～5点までの6段階で評価します。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3) 標準的な提案である場合には、「3点」とします。
- (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。
- (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。
- (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。

○各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。

$$[\text{得点}] = [\text{採点}] \times [\text{加重}]$$